

島根地域の緊急時対応 (骨子案イメージ)

島根地域原子力防災協議会作業部会
内閣府政策統括官（原子力防災担当）

1. 原子力災害対策重点区域	P. 2
2. 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方	P. 8
3. 関係機関相互の情報伝達体制	P. 12
4. 原子力災害対策体制	P. 17
5. 住民等への情報伝達体制	P. 27
6. 区域別・対象者別の防護措置等	P. 31
7. P A Z内の防護措置等	P. 33
8. U P Z内の防護措置等	P. 48
9. 緊急時モニタリング	P. 62
10. 避難退域時検査及び簡易除染	P. 66
11. 安定ヨウ素剤	P. 70
12. 原子力災害医療	P. 74
13. 放射線防護資機材、物資、燃料等の備蓄・供給	P. 77
14. 国の実働組織の支援体制	P. 86

1. 原子力災害対策重点区域

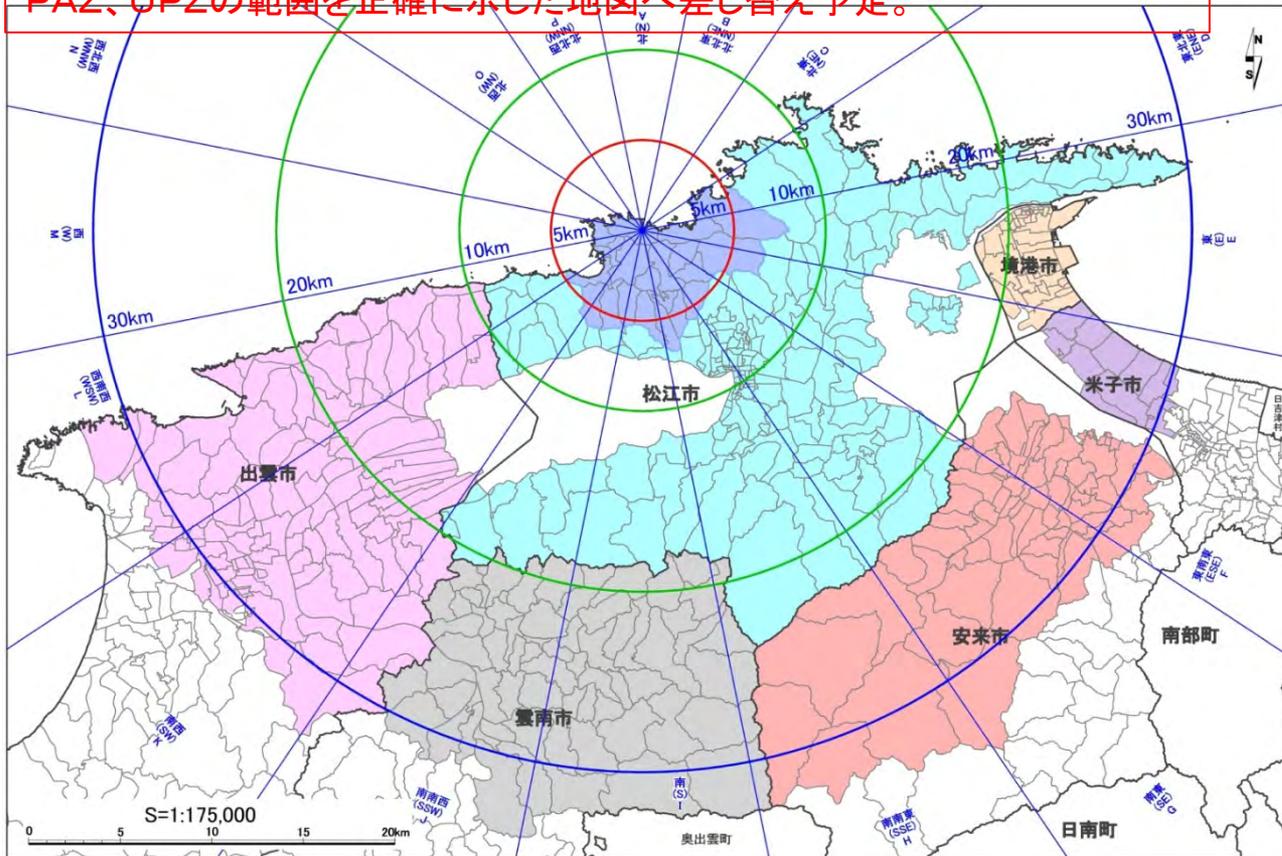
<対応のポイント>

原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針においては、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）とされている。

島根地域における原子力災害対策重点区域

- ▶ 原子力災害対策指針では、原子力災害対策重点区域として、原子力施設から概ね半径5kmを目安としたPAZと、原子力施設から概ね半径30kmを目安としてUPZを定め、重点的に原子力災害に特有な対策を講じることとされている。
- ▶ 島根地域のPAZ、UPZは島根県地域防災計画及び鳥取県地域防災計画で対象となる地域が定められており、PAZは松江市、UPZは島根県では松江市、出雲市、安来市、雲南市が、鳥取県では米子市、境港市の地域が指定されている。

PAZ、UPZの範囲を正確に示した地図へ差し替え予定。



※図は必ずしも区域を厳密に示したものではありません。

<5km圏内>

PAZ (Precautionary Action Zone、予防的防護措置を準備する区域) :
急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

<5~30km圏内>

UPZ
(Urgent Protective Action Planning Zone、緊急時防護措置を準備する区域) :
事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

PAZ、UPZの概況①（人口、世帯等）

➤ PAZ内人口は____人、UPZ内人口は____人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で____人。

	PAZ	UPZ									総計
	島根県	島根県					鳥取県			計	
	松江市	松江市	出雲市	安来市	雲南市	計	米子市	境港市	計		
人口											
うち3歳未満											
うち3歳以上											
世帯数											
在宅要支援者											
宿泊施設数											
宿泊可能数											
観光客数											
外国人数											
事業所数											

※平成27年 月現在 ※データ出典統一

➤ PAZ内に○施設の教育施設・保育施設があり、UPZ内には○施設の教育施設・保育施設がある。原子力災害対策重点区域内は合計で○○名の園児・児童・生徒・学生がいる。

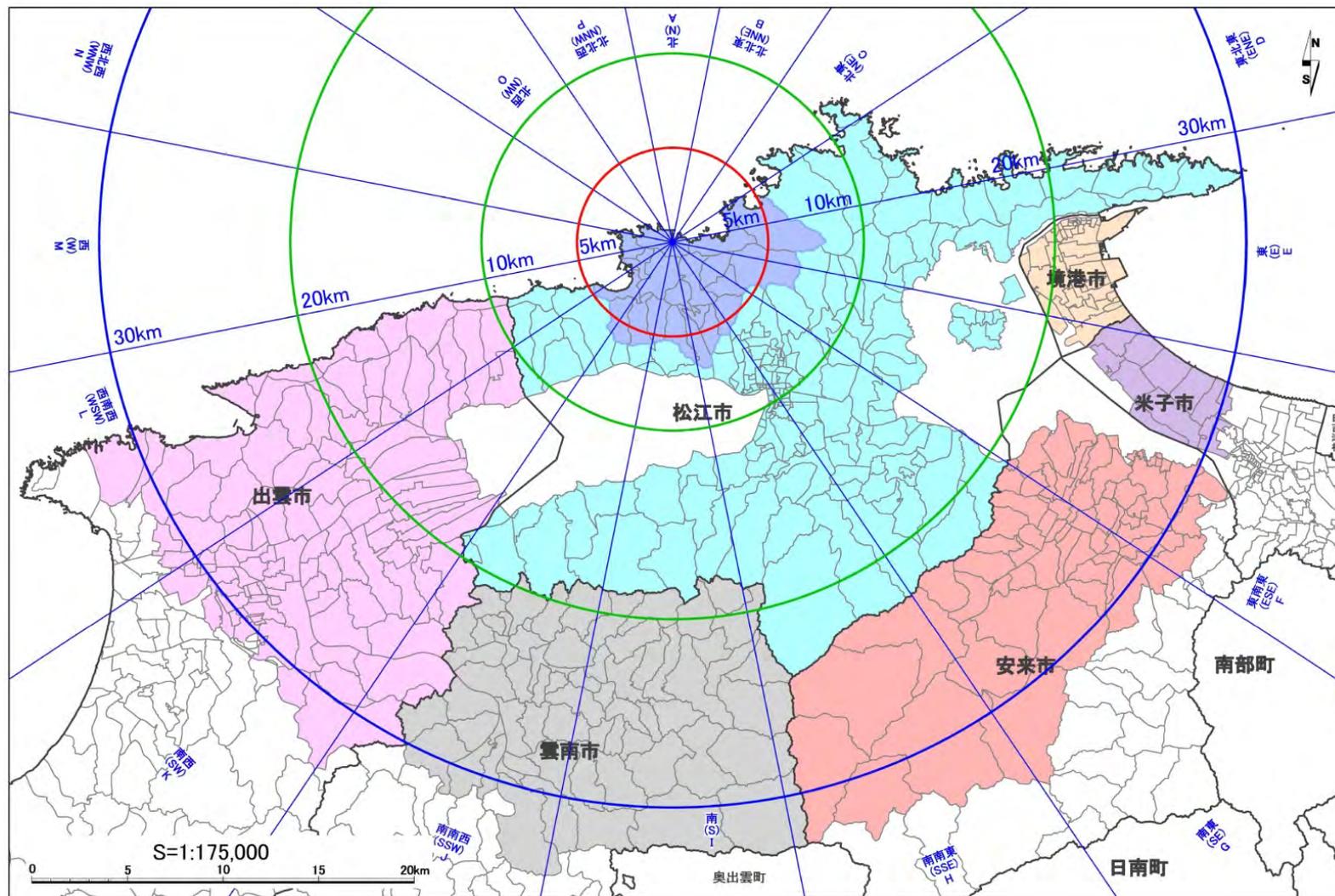
	PAZ	UPZ									総計
	島根県	島根県					鳥取県			計	
	松江市	松江市	出雲市	安来市	雲南市	計	米子市	境港市	計		
保育所数											
保育所園児数											
幼稚園数											
幼稚園園児数											
小学校数											
小学校児童数											
中学校数											
中学校生徒数											
高校数											
高校生徒数											
その学校数											
その他学生数											
学生数等計											

※平成27年 月現在 ※データ出典統一

➤ PAZ圏内に○施設（定員：__名）、UPZ圏内に○施設（定員：__名）の老人福祉施設、介護福祉施設、障がい者福祉施設等各種福祉施設があり、原子力災害対策重点区域内の定員は合計で○○人。

	PAZ	UPZ								総計	
	島根県	島根県				鳥取県			計		
	松江市	松江市	出雲市	安来市	雲南市	計	米子市	境港市			計
社福施設数											
社福入所定員											
病院数											
病院病床数											
診療所数											
診療所病床数											

原子力災害対策重点区域内の病院、社会福祉施設等の配置状況を地図に記載。



※平成27年 月現在

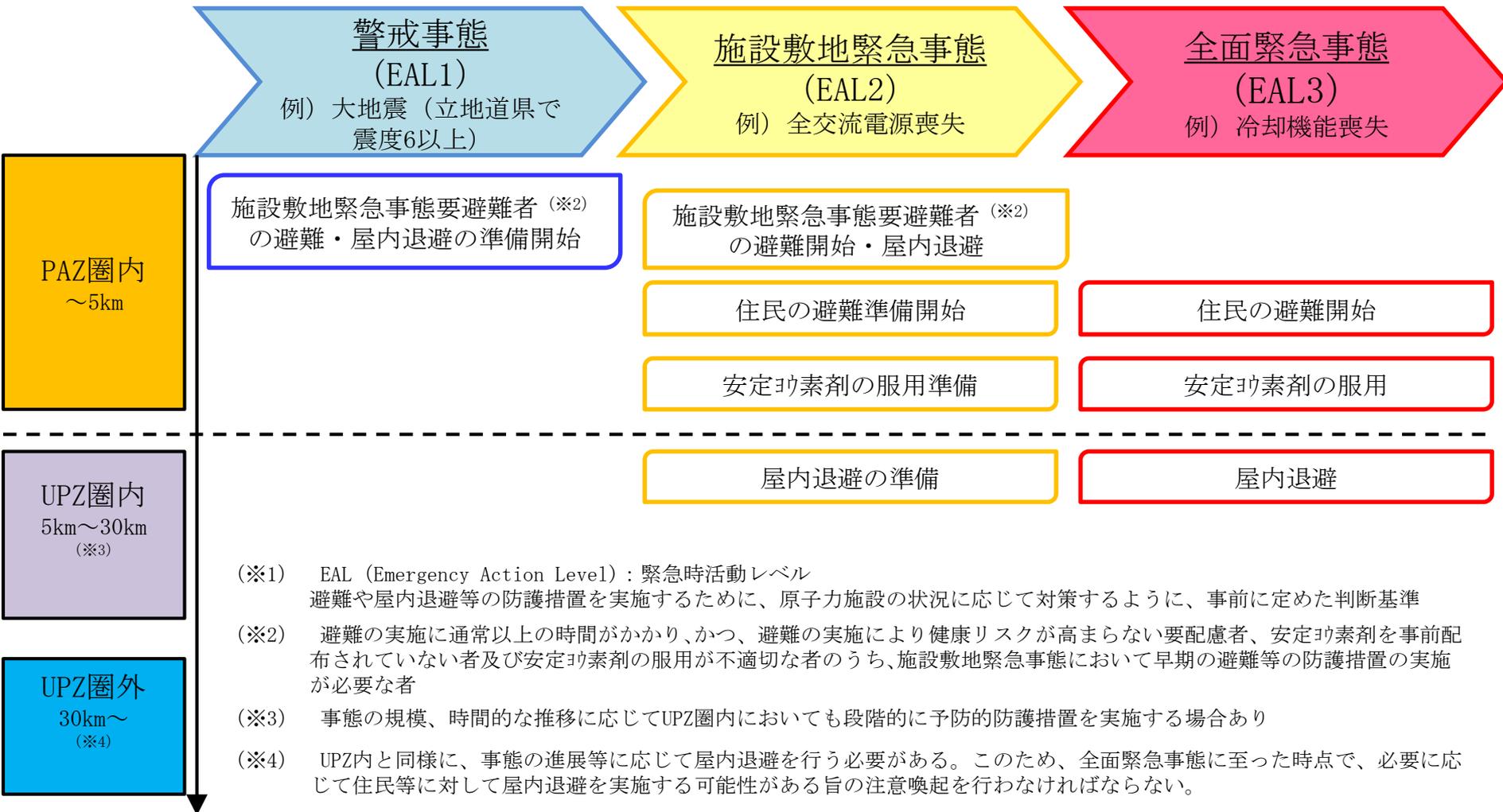
2. 緊急事態の初期対応段階における 防護措置の考え方

<対応のポイント>

原子力災害対策指針では、原子力災害時の緊急事態の初期対応段階においては、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築することとされている。

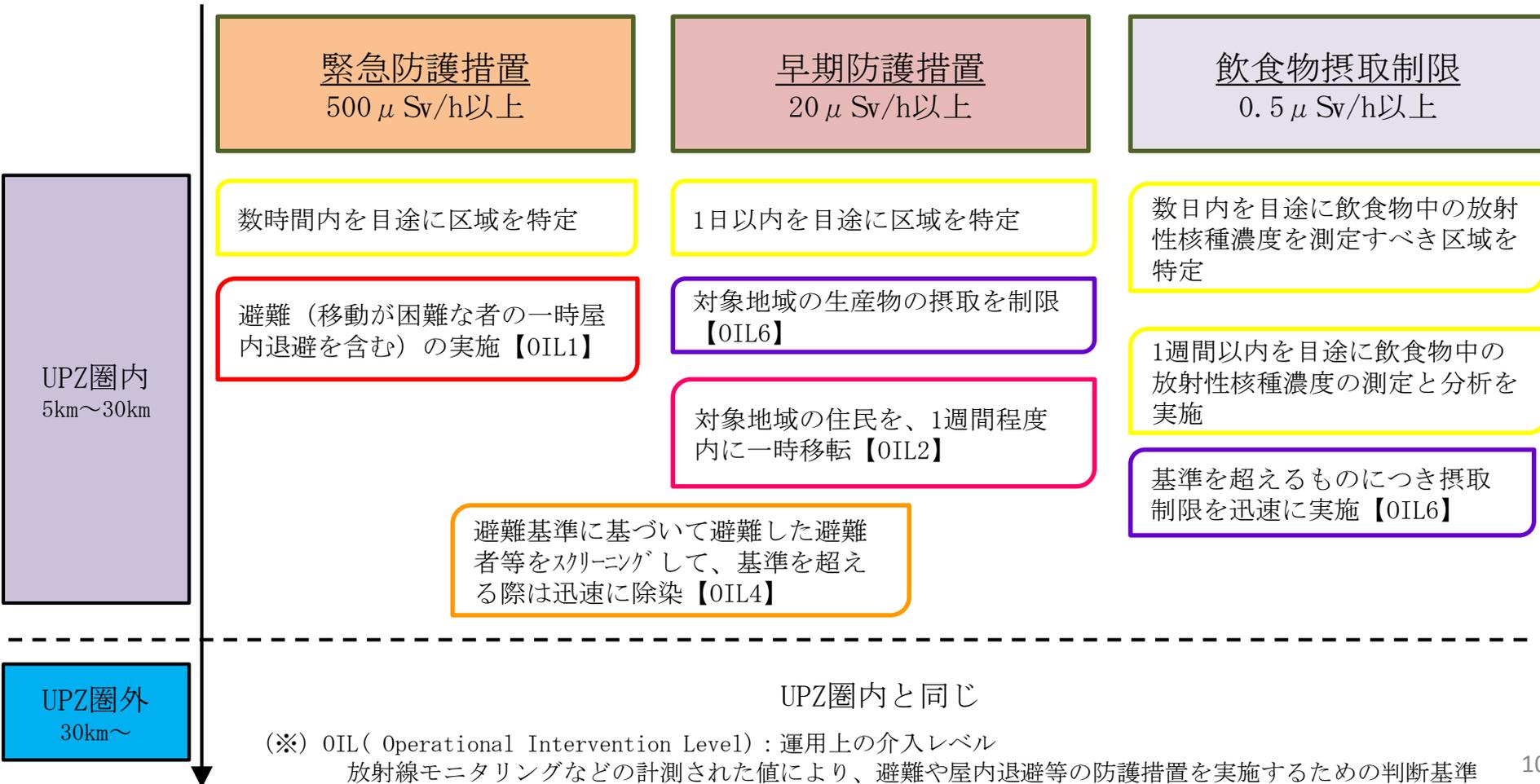
緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL ※1)

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。
- ▶ 原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分 (EAL) している。



運用上の介入レベル (OIL) ① (基本的な考え方)

- 放射線物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があるため、緊急時モニタリングを迅速に行い、OILに照らして一時移転等の早期防護措置や除染、飲食物摂取制限などの必要な防護措置を講じることとしている。



(※) OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

今後検討

防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

3. 関係機関相互の情報伝達体制

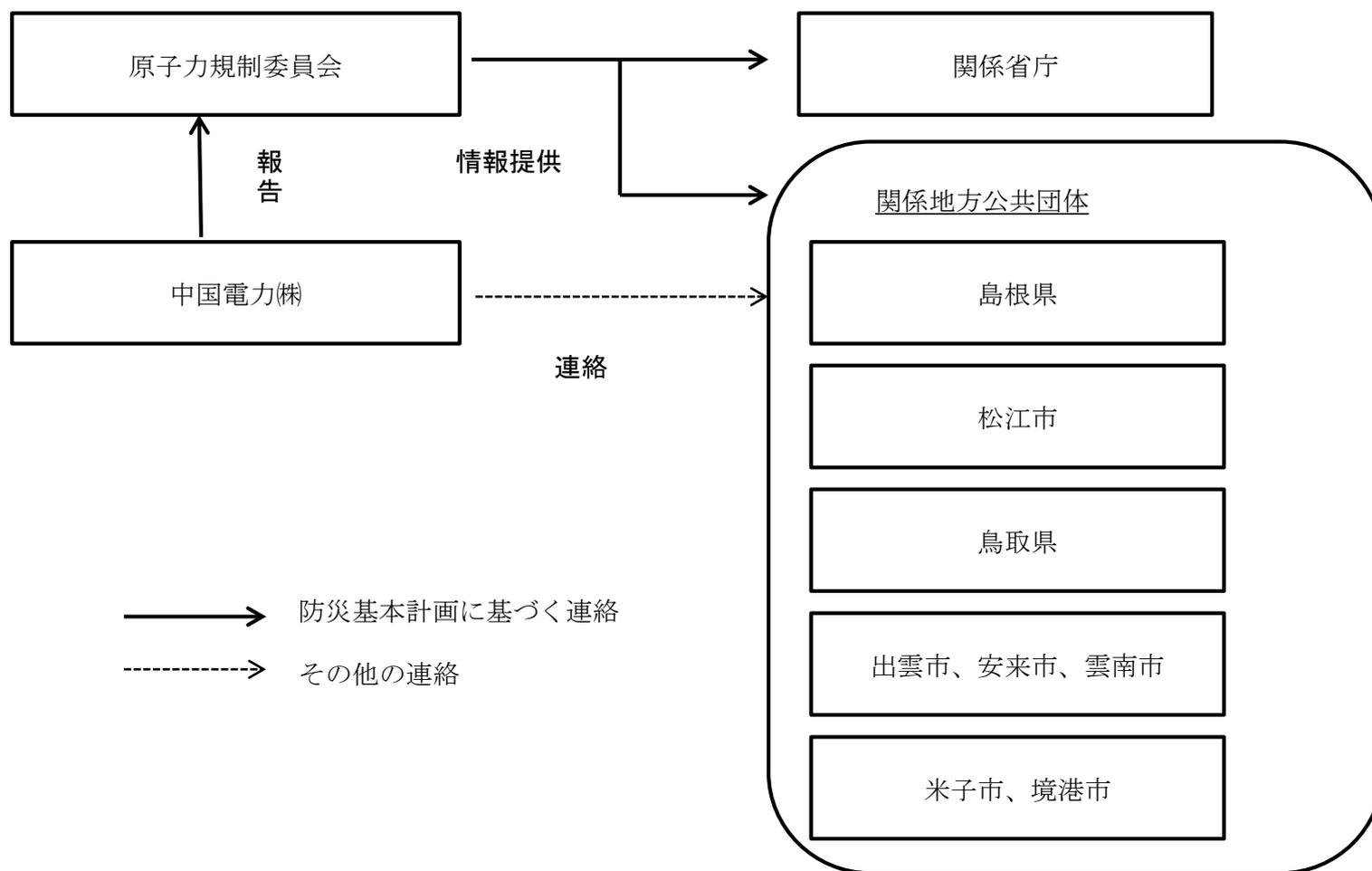
<対応のポイント>

原子力災害が被災地の地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、2県6市及び中国電力(株)等は、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立を図っている。

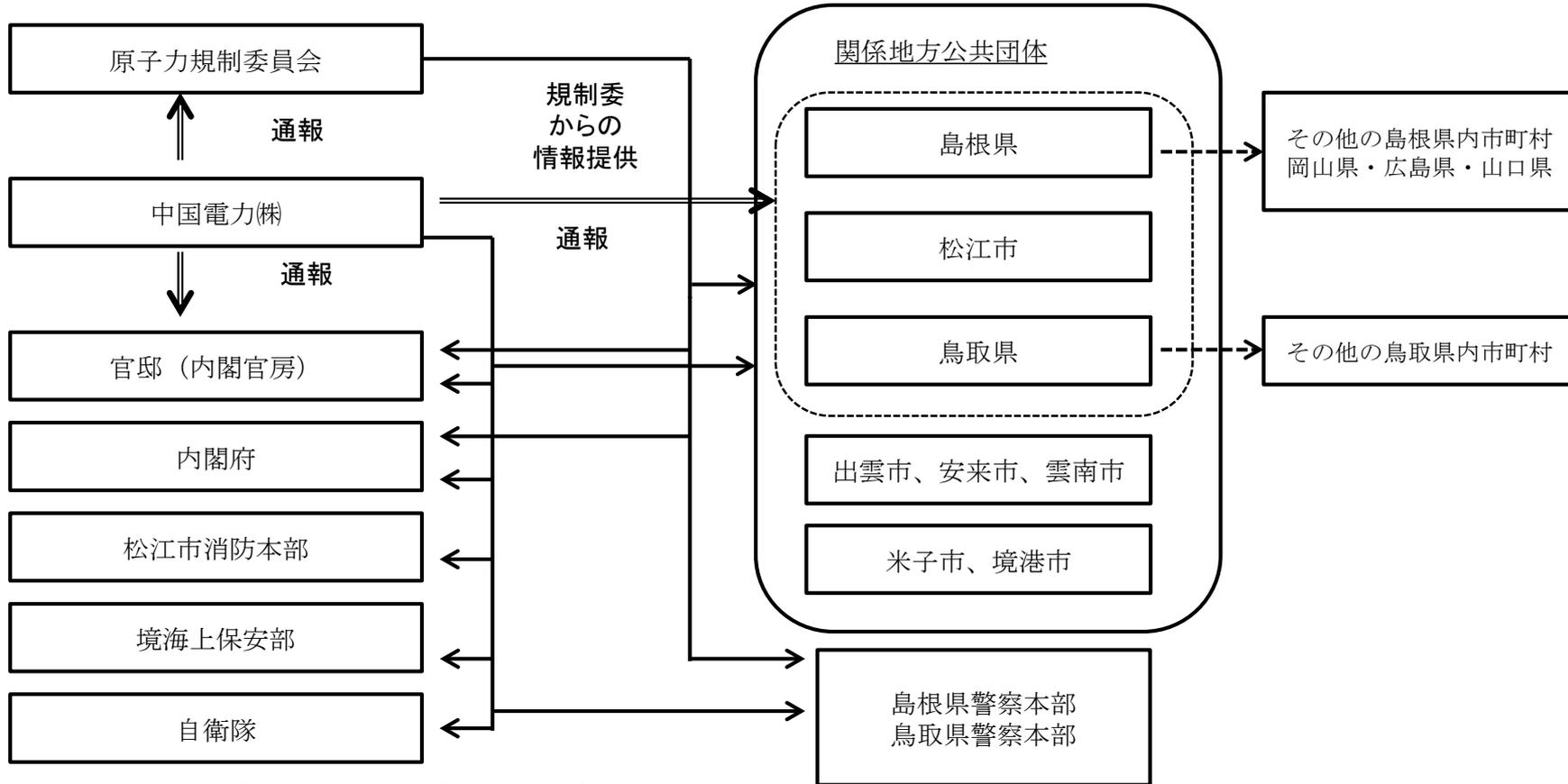
緊急時において、住民等の行動に関する指示や異常事態に関する情報が迅速にかつ分かりやすくそして正確に伝達される体制を構築している。

警戒事態時の連絡体制

- 中国電力(株)は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について原子力規制委員会に連絡する。また、協定に基づき島根県及び松江市に、原子力事業者防災業務計画に基づき他の関係地方公共団体に対しても連絡する。
- 原子力規制委員会は、中国電力(株)の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、2県6市に対して情報提供を行う。

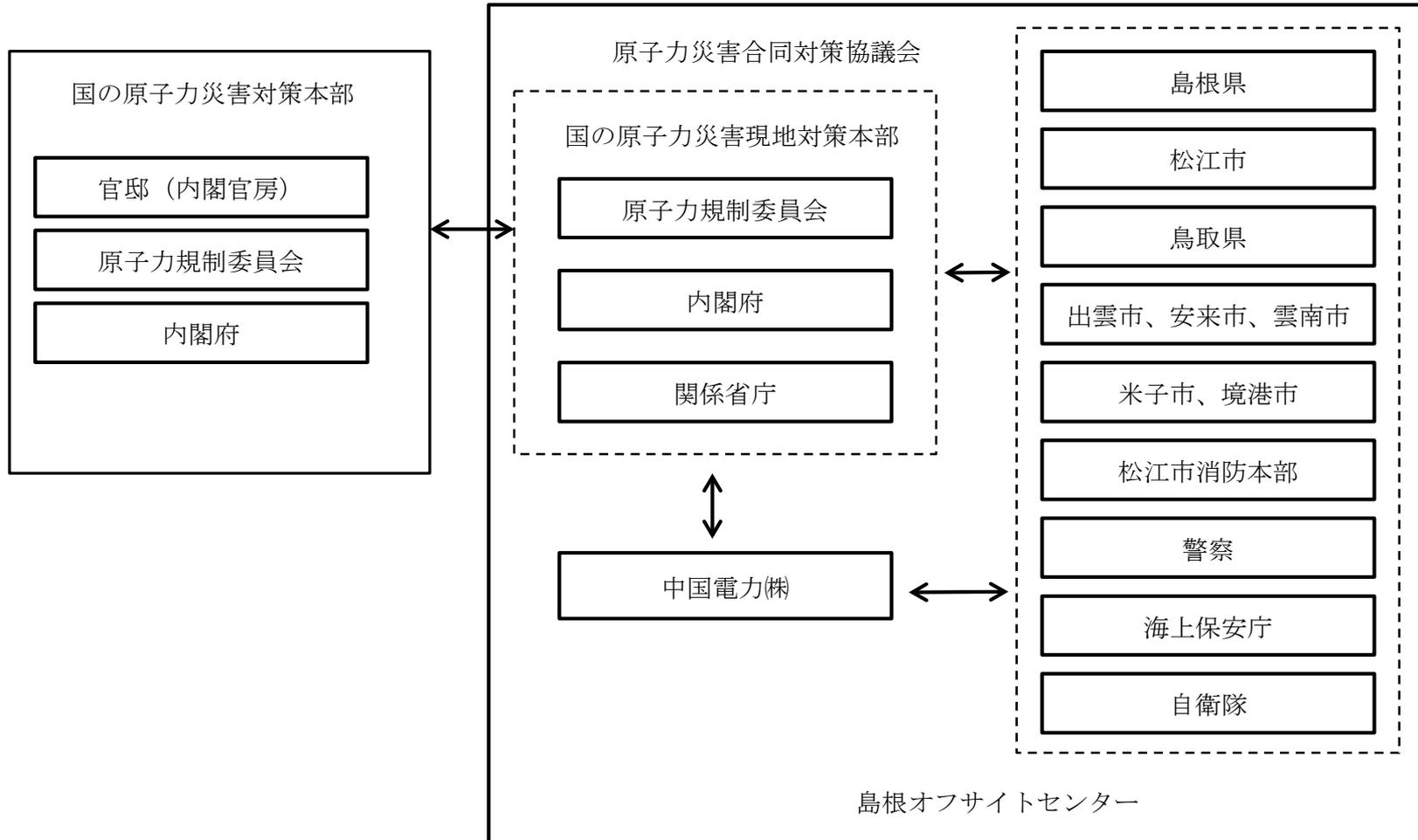


- 中国電力(株)は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について原子力規制委員会及び2県6市に連絡する。
- 原子力規制委員会は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、2県6市等に対して情報提供を行う。
- 島根県及び鳥取県は、中国電力(株)及び通報・連絡を受けた事項について、県内市町村（島根県は、岡山県・広島県・山口県にも）連絡を行う。

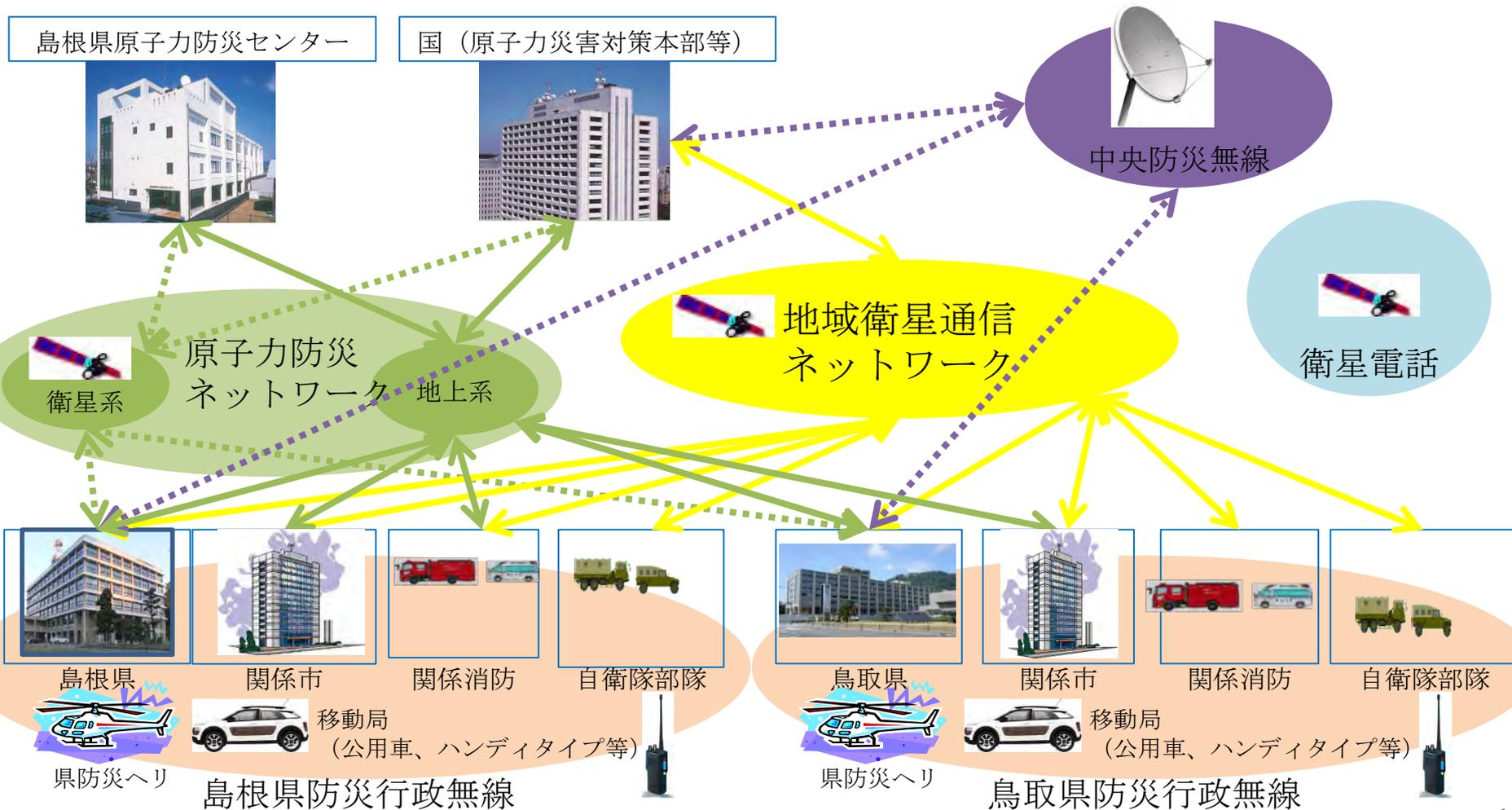


- ====> 原災法10条に基づく連絡
- ====> 防災基本計画に基づく連絡
- - - -> その他の連絡

- 施設敷地緊急事態同様の連絡、情報提供を行う。
- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行う。
- 全面緊急事態以降は放射性物質放出後も含めて、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会で情報共有や決定事項の伝達等を行う。



- ▶ 原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力防災ネットワークで専用回線網を整備しているほか、機動性のある衛星携帯電話など通信手段の多様化を図っている。
- ▶ 通信手段については、耐震化や冗長化等の災害対策を措置している。



4. 原子力災害対策体制

<対応のポイント>

国、2県6市及び中国電力㈱は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制を整備している。